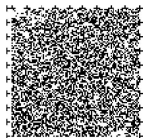
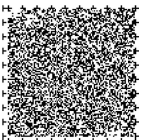


第3章 計画の基本的考え方





第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

本市は、前計画である『志木市高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画』において、「市民が支え、身近に実感できる福祉のまちづくり」を基本理念として、高齢者福祉施策や介護保険サービスを展開してきました。

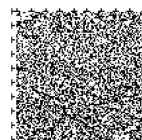
これは、保健、医療、福祉、教育等各分野との緊密な連携のもとに、高齢者が地域のなかで人々とお互いに理解し協力しあい、ともに支え合いながら、豊かに生活できるような環境を構築していくことにより、高齢者が、健康で自分らしく生きがいを持って、自立した生活ができるまちづくりを進め、福祉のまちを実感できることを目的としています。

本計画においても、引き続きこの基本的な考え方を継承し、「自立」、「健康」、「生きがい・社会参加」、「安心のある暮らし」に総合的に取り組んでいくことを基本理念に据えて進めていきます。

市では、第四次総合振興計画において、平成27年を目標に「みんなで創る、みんなのふるさと、輝く志木市」を基本理念として各種施策を展開してきました。計画の終了時期を迎え、現在、第五次総合振興計画の策定に入っており、この考え方を踏まえ、基本理念を次のように定め、今後3年間の施策を展開します。

基本理念

ふれあいいふれ 地域で支える
福祉のまちづくり



第2節 基本目標

本計画の実現に向けて、次の4つの「基本目標」を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。その方向性を明らかにし、着実な推進を図ります。

- 基本目標1 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり
- 基本目標2 介護・福祉・医療の各サービスを必要に応じて利用できるまちづくり
- 基本目標3 みんなが参加する生きがいやふれあいのあるまちづくり
- 基本目標4 介護保険を安心して利用できるまちづくり

第3節 基本施策

4つの基本目標に対して、それぞれ基本施策を定め、基本理念の実現をめざします。

基本目標1 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり

介護保険制度の改正は、市内の高齢者の生活のみならず地域全体に大きな影響を与えることから、着実な体制整備が求められます。高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるように、地域包括ケアシステムの構築をめざし、最適なサービスの提供体制を市が総合的に確立するとともに、地域のネットワークを強化します。高齢者の福祉サービスや住まい、バリアフリーなど、安全なまちづくりなどにも力を注ぎ、高齢者が住みやすいまちを創り上げていきます。

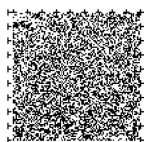
また、高齢者保健福祉計画に関する施策についても、その充実を図ります。

基本施策

- 1-1 地域包括ケアシステムの構築
- 1-2 高齢者福祉施策の充実
- 1-3 高齢者の住まいと生活環境の整備

基本目標2 介護・福祉・医療の各サービスを必要に応じて利用できるまちづくり

高齢者の健康な生活につながる施策を推進します。また、介護保険制度の新しい地域支援事業は、事業者のほか市民等の協力のもと、地域の支えあいなどを活かしながらサービス提供の基盤づくりを進めるとともに、高齢者の生活を支える介護



保険・高齢者福祉・医療の各サービスが互いに連携をとりながら最適なサービスが受けられるよう総合的な仕組みづくりを促進します。

医師会をはじめとする多職種との連携など、新たな医療と介護の連携体制の整備から着手し、関係機関の協力を得る必要があります。

くわえて、高齢者の増加に伴い、効果的な認知症対策を講じていきます。

基本施策

- 2-1 健康づくりの推進
- 2-2 地域支援事業の充実
- 2-3 医療と介護の連携

基本目標3 みんなが参加する生きがいやふれあいのあるまちづくり

団塊の世代が65歳に達しつつあり、これまでの仕事中心の生き方から、新たな生き方として文化・スポーツ活動、ボランティア活動などに生きがいを見つけようとする人も増えています。こうした地域での社会参加に意欲的な高齢者の知識・技術・経験を積極的に活かすことができるよう、活動の場所や機会の確保を進めます。

また、高齢者の福祉という面ではサービスの受け手だけでなく、サービスの提供者としても大きな期待が寄せられるため、積極的な地域貢献活動への参加を促進していきます。

基本施策

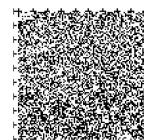
- 3-1 社会参加の推進
- 3-2 福祉コミュニティの推進

基本目標4 介護保険を安心して利用できるまちづくり

介護保険サービスは、高齢者事業の根幹をなすものであり、何より適切なサービス提供が求められます。制度改正に適正に対応し、事業者との連携により十分なサービス提供に努めていきます。

基本施策

- 4-1 介護保険事業の事業量の見通し
- 4-2 介護保険事業の安定運営と介護保険サービスの質の向上



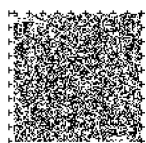
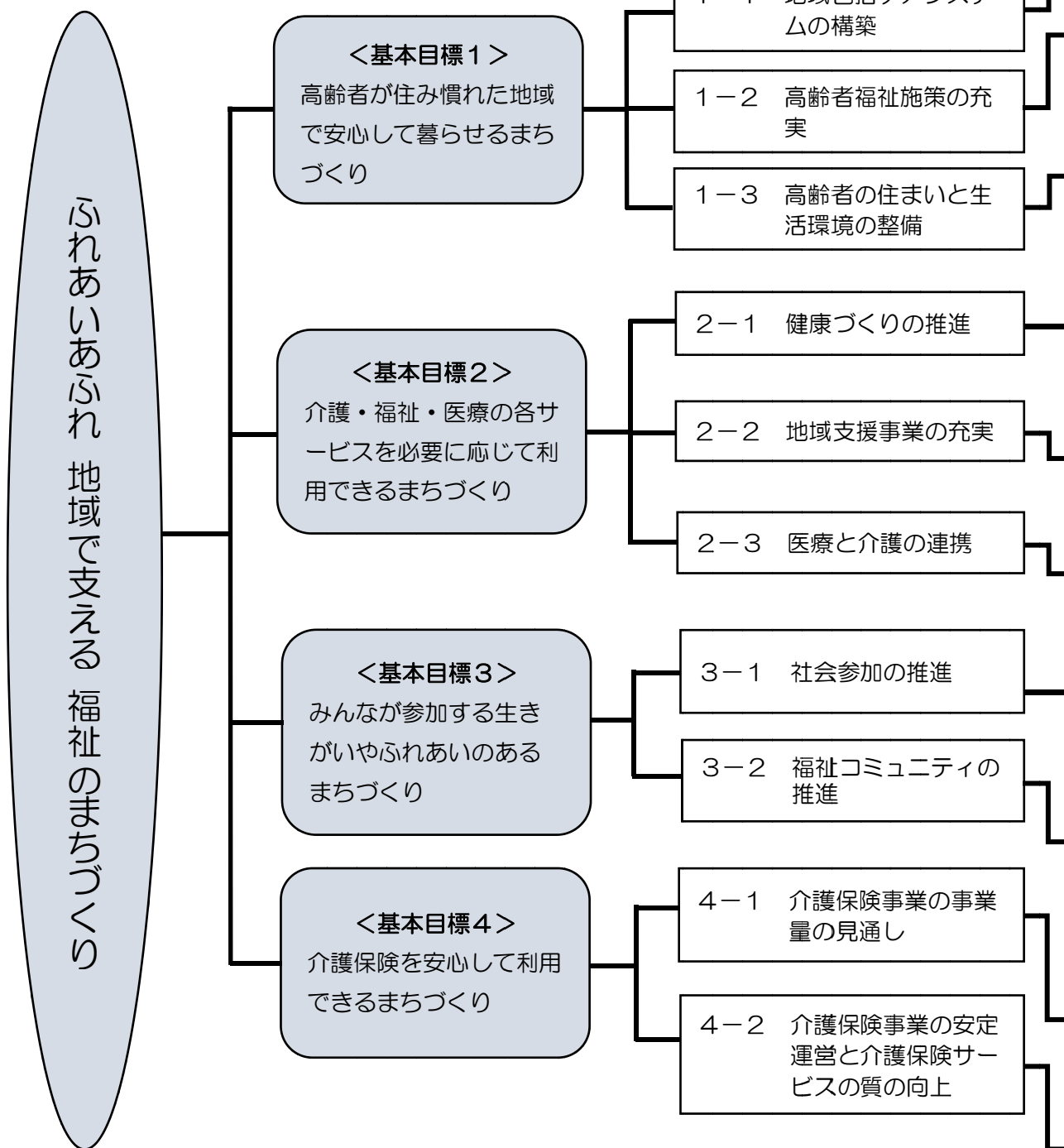
第4節 施策の体系

施策の体系は、基本理念、基本目標、基本施策により体系化します。

基本理念

基本目標

基本施策



—	1-1-1	地域包括ケア体制の確立
	1-1-2	地域ぐるみの支援体制の推進
	1-1-3	成年後見・権利擁護の推進
	1-1-4	高齢者虐待防止対策
—	1-2-1	高齢者福祉サービスの充実
	1-2-2	低所得者への対応
—	1-3-1	バリアフリーのまちづくり
	1-3-2	住居のバリアフリー化の推進
	1-3-3	高齢者向け住環境整備
	1-3-4	高齢者の安全対策の充実
—	2-1-1	健康づくりと健康寿命の延伸
	2-1-2	疾病予防の推進
	2-1-3	健康づくり・介護予防の人事育成の強化
—	2-2-1	新しい介護予防・日常生活支援総合事業の推進
	2-2-2	包括的支援事業の推進
	2-2-3	任意事業の推進
—	2-3-1	医療と介護の連携強化
	2-3-2	認知症対策の推進
—	3-1-1	高齢者の社会参加・生きがいくりの支援
	3-1-2	高齢者のスポーツ・レクリエーション活動の推進
	3-1-3	高齢者の就労支援
—	3-2-1	地域活動の情報共有・把握の促進
	3-2-2	地域ぐるみの市民福祉活動の推進
	3-2-3	ボランティア・NPO活動の支援
	3-2-4	高齢者の福祉活動への参加促進
—	4-1-1	居宅サービスの充実
	4-1-2	地域密着型サービスの充実
	4-1-3	施設サービスの充実
	4-1-4	平成37年度を見通した長期的な事業量の見通し
—	4-2-1	介護保険事業の安定運営
	4-2-2	介護保険サービスの質の向上



第5節 日常生活圏域の設定

(1) 志木市の日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、身近な地域に保健・医療・福祉・介護等の基盤が整備され、サービスを利用できることが必要です。そのため、「日常生活圏域」を設定して圏域ごとにサービス基盤等の整備を進めることが求められています。

本市では、地理的条件、交通事情、その他社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための整備条件などを総合的に勘案して、日常生活圏域を設定しています。高齢者の増加に対応した地域密着型サービスの整備を進めていくうえで、より身近な場所への事業所整備が重要となっています。

第6期計画の策定にあたり、市内圏域の総合的な検討を行い、宗岡圏域を市民に身近な宗岡中学校と宗岡第二中学校区に分け、新たな圏域を「宗岡北」、「宗岡南」として、市内を4圏域から5圏域に見直しました。

本町圏域、柏町圏域、館・幸町圏域、宗岡北圏域、宗岡南圏域の5圏域を設定しています。

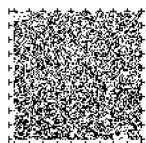
図表36 圏域別基礎データ（平成26年9月1日現在）

（単位：人、％）

区 分	本町	柏町	館・幸町	宗岡北	宗岡南	計
人 口	15,527	13,819	19,237	12,217	12,594	73,394
構成比	21.2	18.8	26.2	16.6	17.2	100.0
高齢者人口	3,268	2,817	4,562	2,941	2,775	16,363
構成比	20.0	17.2	27.9	18.0	17.0	100.0
高齢化率	21.0	20.4	23.7	24.1	22.0	22.3
認定者数	421	387	458	343	316	1,925
構成比	21.9	20.1	23.8	17.8	16.4	100.0
認定率	12.9	13.7	10.0	11.7	11.4	11.8

(2) 高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）の設置

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続できるようにすることが求められています。そのためには地域における総合的な保健医療サービスや福祉サービスの提供を総合的に行い、地域における包括的・継続的なケアマネジメントシステムを構築する中核拠点が必要であり、本市では、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）を4か所設置してきました。



さらに、日常生活圏域の見直しに伴い、5か所目となる高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）の設置を目指します。

運営にあたっては、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等の専門職が相互に連携・協働しながら、チームとして業務を実施できるように働きかけていきます。

図表37 高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）の設置

年度	27年度	28年度	29年度
設置数	5か所		
管轄圏域	1圏域に1か所ずつの高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）が担当することを目指します。		

図表38 市内圏域図

